

改正

昭和39年4月30日規則第69号
昭和39年12月28日規則第100号
昭和40年3月29日規則第11号
昭和40年3月31日規則第17号
昭和40年3月31日規則第22号
昭和40年7月29日規則第42号
昭和41年3月28日規則第9号
昭和41年6月20日規則第40号
昭和41年9月29日規則第55号
昭和42年1月30日規則第2号
昭和42年6月5日規則第26号
昭和42年7月10日規則第37号
昭和42年7月10日規則第38号
昭和42年8月7日規則第44号
昭和42年11月1日規則第56号
昭和43年5月2日規則第28号
昭和43年7月25日規則第38号
昭和43年10月7日規則第52号
昭和44年3月31日規則第15号
昭和44年9月11日規則第44号
昭和44年11月13日規則第62号
昭和45年1月29日規則第4号
昭和45年3月28日規則第19号
昭和45年10月5日規則第59号
昭和45年11月24日規則第68号
昭和46年1月7日規則第1号
昭和46年1月28日規則第7号
昭和46年4月19日規則第35号
昭和46年10月14日規則第69号
昭和47年1月10日規則第1号
昭和47年3月30日規則第15号
昭和47年7月27日規則第37号
昭和47年10月9日規則第47号
昭和48年3月30日規則第7号
昭和48年5月21日規則第23号
昭和49年3月27日規則第15号
昭和49年4月1日規則第22号
昭和50年4月21日規則第17号
昭和50年8月11日規則第34号
昭和51年3月29日規則第24号
昭和51年7月29日規則第33号
昭和52年3月9日規則第4号
昭和52年3月28日規則第19号
昭和53年3月30日規則第13号

昭和53年3月31日規則第14号
昭和53年9月28日規則第29号
昭和53年10月26日規則第35号
昭和55年3月31日規則第15号
昭和56年4月23日規則第21号
昭和56年5月18日規則第25号
昭和57年3月29日規則第11号
昭和57年10月1日規則第38号
昭和58年3月17日規則第13号
昭和58年10月24日規則第39号
昭和58年12月26日規則第43号
昭和59年6月28日規則第26号
昭和59年9月27日規則第46号
昭和60年2月12日規則第1号
昭和60年3月28日規則第9号
昭和60年9月30日規則第33号
昭和61年3月24日規則第5号
昭和62年2月12日規則第3号
昭和62年3月23日規則第9号
昭和62年9月28日規則第27号
昭和62年10月29日規則第33号
昭和63年9月19日規則第39号
平成元年3月27日規則第14号
平成元年3月30日規則第18号
平成元年5月29日規則第27号
平成2年3月26日規則第4号
平成2年8月23日規則第25号
平成2年12月20日規則第40号
平成3年6月6日規則第13号
平成4年3月31日規則第30号
平成4年12月21日規則第50号
平成5年3月31日規則第17号
平成5年10月18日規則第30号
平成5年10月29日規則第33号
平成6年3月28日規則第9号
平成6年10月17日規則第42号
平成6年12月15日規則第49号
平成6年12月22日規則第51号
平成7年3月27日規則第11号
平成7年3月30日規則第19号
平成7年10月12日規則第36号
平成7年10月31日規則第39号
平成8年3月25日規則第10号
平成9年3月31日規則第25号

平成10年7月6日規則第29号
平成11年3月31日規則第37号
平成11年8月19日規則第45号
平成12年3月30日規則第32号
平成13年3月29日規則第23号
平成14年3月28日規則第25号
平成15年3月31日規則第34号
平成15年11月27日規則第60号
平成16年3月29日規則第16号
平成16年3月31日規則第21号
平成17年3月28日規則第31号
平成18年3月30日規則第29号
平成18年3月31日規則第32号
平成18年10月31日規則第54号
平成19年3月30日規則第11号
平成20年12月26日規則第52号
平成21年3月30日規則第20号
平成22年11月1日規則第36号
平成23年10月24日規則第28号
平成24年3月26日規則第13号
平成24年3月29日規則第18号
平成25年1月17日規則第2号
平成26年3月31日規則第13号
平成27年3月26日規則第12号
平成27年9月28日規則第48号
平成28年3月24日規則第14号
平成29年3月2日規則第3号
平成29年8月24日規則第35号
平成30年3月29日規則第14号
平成31年4月8日規則第39号
令和元年12月26日規則第36号
令和3年3月25日規則第24号
令和4年7月11日規則第47号
令和5年1月5日規則第1号
令和5年3月30日規則第16号
令和6年2月5日規則第1号
令和6年4月1日規則第41号
令和7年3月21日規則第6号
令和7年3月27日規則第21号
令和7年10月30日規則第56号
令和7年12月25日規則第63号
令和8年3月30日規則第33号

長野県収入証紙規則をここに公布する。

長野県収入証紙規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(証紙により徴収する使用料及び手数料の種類等)

第2条 条例第2条本文に規定する知事が定める使用料及び手数料の種類は、別表のとおりとする。

2 条例第2条ただし書に規定する知事が定める使用料等は、次に掲げる手数料とする。

(1) 別表の2の(1)に掲げる手数料（長野県証明事務手数料徴収条例（昭和32年長野県条例第24号）別表の3に掲げる手数料（県立の中学校及び高等学校の卒業生又は修了生についての証明事務に係る手数料に限る。）並びに同表の5の(3)及び(6)並びに同表の6の(6)及び(16)から(20)までに掲げる手数料を除く。）

(2) 別表の2の(2)に掲げる手数料（長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）別表第1の1から2まで、同表の3の3、同表の4の(1)、同表の6の(9)から(12)まで、同表の6の2、同表の7の(1)から(3)まで及び(5)、同表の11、同表の12、同表の14、同表の16、同表の27の2、同表の30の(5)、同表の33の(30)、同表の34から37まで、同表の45から49まで、同表の51から55まで、同表の57から59の2まで、同表の61、同表の62の(1)、(2)及び(6)から(8)まで、同表の63から64の2まで、同表の66の(3)、同表の67の(3)、同表の68、同表の70の(1)及び(3)から(7)まで、同表の71から72の2まで、同表の74並びに同表の74の4から74の7までに規定する手数料に限る。）

(3) 別表の2の(3)に掲げる手数料

(4) 別表の2の(4)に掲げる手数料

(5) 別表の2の(5)に掲げる手数料

(6) 別表の2の(6)に掲げる手数料

(7) 別表の2の(7)に掲げる手数料

(8) 別表の2の(8)に掲げる手数料

(9) 別表の2の(9)に掲げる手数料

(10) 別表の2の(10)に掲げる手数料

(11) 別表の2の(11)に掲げる手数料

(12) 別表の2の(13)に掲げる手数料

(13) 別表の2の(14)に掲げる手数料

(14) 別表の2の(15)に掲げる手数料

(15) 別表の2の(16)に掲げる手数料

(16) 別表の2の(18)に掲げる手数料

(17) 別表の2の(19)に掲げる手数料

(18) 別表の2の(20)に掲げる手数料

(19) 別表の2の(21)に掲げる手数料（入学審査料に限る。）

(20) 別表の2の(23)に掲げる手数料

3 条例第2条ただし書に規定する知事が適当と認める場合は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

(1) 前項第1号に掲げる手数料（長野県証明事務手数料徴収条例別表の2の(2)から(5)までに掲げる手数料に限る。） 当該手数料の納入義務者から現金を直接収納する場合

(2) 前項第1号に掲げる手数料（長野県証明事務手数料徴収条例別表の2に掲げる手数料を除く。）並びに同項第2号及び第4号から第20号までに掲げる手数料 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2第2号の規定による通知により納付する方法による場合

(3) 前項第1号に掲げる手数料（長野県証明事務手数料徴収条例別表の2の(1)に掲げる手数料に限る。）及び同項第3号に掲げる手数料 第1号又は前号に定める場合

(証紙の形式)

第3条 条例第3条の規定による長野県収入証紙（以下「証紙」という。）の形式は、様式第1号の

とおりとする。

（証紙の消印）

第4条 条例第5条の規定による消印は、条例第4条に規定する書類を受理する権限のある職員又はその指定する職員が使用料及び手数料（長野県警察関係許可等手数料徴収条例（昭和29年長野県条例第36号）第9条第1項第12号から第34号まで及び第10条第1項に規定する手数料（以下この条において「運転免許等の手数料」という。）に係るものを除く。）に係る証紙にあつては認印で、県税に係る証紙及び運転免許等の手数料に係る証紙にあつては別に定める専用の公印とするものとする。

（記録及び収入状況報告）

第5条 証紙を消印した職員は、その都度、これを記録しておかなければならない。

2 現地機関及び教育機関並びに警察署（以下「現地機関等」という。）の長は、証紙をもつて徴収する使用料及び手数料並びに狩猟税の収入状況を、前項の規定による記録に基づいて、使用料及び手数料にあつては毎年度を4期に区分し、毎期分を毎期末の月の翌月7日、狩猟税にあつては毎月分をその月の翌月7日までに現地機関等の事務を主管する本庁の課（財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第2条第3号に規定する課をいう。以下同じ。）の長に、証紙による収入状況報告書（様式第2号）により報告しなければならない。

3 課の長は、前項に規定する収入状況の報告を取りまとめて、毎期末又は毎月末の翌月10日までに、及びその所管に属する証紙による収入状況を取りまとめて、毎期末の翌月10日までに、会計課長に報告しなければならない。

（証紙の交換）

第5条の2 条例第14条第1項の規定による場合を除き、証紙を他の証紙と交換しようとする者は、会計センター所長又は会計センター分室長に申し出なければならない。

（証紙の返還等）

第5条の3 条例第14条第2項の規定による場合を除き、証紙を県に返還して現金の還付を受けようとする者は、証紙代金還付申請書（様式第2号の2）により会計センター所長又は会計センター分室長に申請しなければならない。

2 前項の場合における還付額は、当該証紙の価額とする。

（売りさばき人の指定申請）

第6条 条例第9条第2項の規定による申請は、長野県収入証紙売りさばき人指定申請書（様式第3号）によりしなければならない。

（売りさばき所の標札）

第7条 条例第10条に規定する標札は、様式第4号のとおりとする。

（売りさばき人の証紙の買受け）

第8条 条例第11条の規定により売りさばき人が証紙を買い受けようとするときは、収入証紙売渡請求書（様式第5号）に代金を添えて、長野県の指定金融機関（以下「指定金融機関」という。）に提出しなければならない。

（売りさばき手数料）

第9条 売りさばき人には、証紙売りさばき手数料を、証紙を売り渡すときに、交付する。

2 前項に規定する売りさばき手数料の額は、証紙の価額に100分の3.3を乗じて得た金額に相当する額とする。

（売りさばき人の印鑑の届出）

第10条 売りさばき人は、あらかじめ、証紙を買い受けようとする指定金融機関に、買い受けの際使用する印鑑を届け出ておかなければならない。

（売りさばき人の買い受けた証紙の交換）

第11条 条例第14条第1項の規定による申請は、証紙交換申請書（様式第6号）に、交換を受けようとする証紙を添えてしなければならない。

2 会計センター所長及び会計センター分室長は、前項に規定する申請書を受理した場合において、他の証紙と交換すべき理由があると認めたときは、交換を受けようとする証紙と同額の証紙を、指定金融機関をして交付させるものとする。

（売りさばき人の買い受けた証紙の返還等）

- 第12条 条例第14条第2項の規定により証紙を県に返還して現金の還付を受けようとする者は、残存証紙買戻し申請書（様式第7号）により申請しなければならない。
- 2 会計センター所長及び会計センター分室長は、前項に規定する申請書を受理したときは、当該証紙の価額から、第9条第2項に規定する手数料の額に相当する額を控除した額を、指定金融機関をして支払わせるものとする。
- （売りさばき人の氏名等の変更届出）
- 第13条 条例第15条第1項の規定による届出は、氏名（名称・住所・売りさばき場所）変更届書（様式第8号）によりしなければならない。
- （振替え）
- 第14条 会計管理者は、指定金融機関から証紙の売りさばき状況の報告を受けたときは、売りさばき手数料として繰替払をした金額を、歳出から証紙収入へ振り替えなければならない。
- 附 則
- （施行期日）
- 1 この規則は、昭和39年4月1日から施行する。
- （長野県収入証紙に関する規則の廃止）
- 2 長野県収入証紙に関する規則（昭和27年長野県規則第7号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。
- （経過措置）
- 3 この規則施行の際、現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。
- 4 この規則施行の際、現に旧規則の規定に基づいて調製された用紙は、当分の間、使用することができる。
- （長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する手数料の取扱い）
- 5 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（平成18年長野県条例第17号）附則第2項に規定する手数料は、条例第2条本文に規定する知事が定める手数料とする。
- 附 則（昭和39年4月30日規則第69号）
- この規則は、昭和39年5月1日から施行する。
- 附 則（昭和39年12月28日規則第100号）
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和40年3月29日規則第11号抄）
- （施行期日）
- 1 この規則は、昭和40年4月1日から施行する。
- 附 則（昭和40年3月31日規則第17号抄）
- （施行期日）
- 1 この規則は、昭和40年4月1日から施行する。
- 附 則（昭和40年3月31日規則第22号）
- この規則は、昭和40年4月1日から施行する。
- 附 則（昭和40年7月29日規則第42号抄）
- （施行期日）
- 1 この規則は、昭和40年8月1日から施行する。
- 附 則（昭和41年3月28日規則第9号）
- （施行期日）
- 1 この規則は、昭和41年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の長野県収入証紙規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の長野県収入証紙規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則施行の際、現に旧規則の規定に基づいて調整された用紙は、当分の間使用することができる。
- （財務規則の一部改正）

4 財務規則（昭和39年長野県規則第8号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和41年6月20日規則第40号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年9月29日規則第55号）

この規則は、昭和41年10月1日から施行する。

附 則（昭和42年1月30日規則第2号抄）

（施行期日）

1 この規則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年6月5日規則第26号抄）

（施行期日）

1 この規則は、昭和42年7月1日から施行する。

附 則（昭和42年7月10日規則第37号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年7月10日規則第38号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年8月7日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年11月1日規則第56号抄）

（施行期日）

1 この規則は、昭和42年11月1日から施行する。

附 則（昭和43年5月2日規則第28号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年7月25日規則第38号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和43年8月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2 この規則による改正後の長野県収入証紙規則（以下「改正後の規則」という。）第9条第2項の規定の適用については、昭和43年度に限り、同項中「4月1日以降」とあるのは「8月1日以降」と読み替えるものとする。

3 昭和43年8月1日前に買受けた長野県収入証紙を県に返還して受ける現金の還付については、なお従前の例による。

4 昭和43年8月1日前に、この規則による改正前の長野県収入証紙規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

（財務規則の一部改正）

5 財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和43年10月7日規則第52号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年3月31日規則第15号）

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。ただし、長野県信濃美術館条例に基づく使用料及び長野県豆腐製造衛生師登録条例に基づく手数料に係る改正規定は、昭和44年6月1日から施行する。

附 則（昭和44年9月11日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年11月13日規則第62号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年1月29日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年3月28日規則第19号）

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年10月5日規則第59号）

この規則は、昭和45年11月1日から施行する。

附 則（昭和45年11月24日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年1月7日規則第1号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和46年2月1日から施行する。ただし、（中略）附則第3項中生産事業者講習手数料に係る改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年1月28日規則第7号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年4月19日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年10月14日規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年1月10日規則第1号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年3月30日規則第15号）

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年7月27日規則第37号）

この規則は、昭和47年8月1日から施行する。

附 則（昭和47年10月9日規則第47号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年3月30日規則第7号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年5月21日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年3月27日規則第15号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年4月1日規則第22号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年4月21日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年8月11日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年3月29日規則第24号）

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年 7 月29日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年 3 月 9 日規則第 4 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和52年 3 月10日から施行する。

附 則（昭和52年 3 月28日規則第19号）

この規則は、昭和52年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和53年 3 月30日規則第13号）

この規則は、昭和53年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和53年 3 月31日規則第14号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和53年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和53年 9 月28日規則第29号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和53年10月 1 日から施行する。

附 則（昭和53年10月26日規則第35号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和53年12月 1 日から施行する。

附 則（昭和55年 3 月31日規則第15号）

この規則は、昭和55年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和56年 4 月23日規則第21号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和56年 5 月10日から施行する。

附 則（昭和56年 5 月18日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年 3 月29日規則第11号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和57年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和57年10月 1 日規則第38号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（昭和58年 3 月17日規則第13号）

この規則は、昭和58年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和58年10月24日規則第39号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和58年11月 1 日から施行する。

附 則（昭和58年12月26日規則第43号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年 6 月28日規則第26号）

この規則は、昭和59年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和59年 9 月27日規則第46号）

この規則は、昭和59年10月 1 日から施行する。ただし、別表の第 1 の改正規定は、昭和59年11月 1 日から施行する。

附 則（昭和60年 2 月12日規則第 1 号）

この規則は、昭和60年 2 月13日から施行する。

附 則（昭和60年 3 月28日規則第 9 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和60年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和60年 9 月30日規則第33号抄）

(施行期日)

この規則は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則 (昭和61年3月24日規則第5号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年2月12日規則第3号)

この規則は、昭和62年3月1日から施行する。

附 則 (昭和62年3月23日規則第9号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年9月28日規則第27号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則 (昭和62年10月29日規則第33号)

この規則は、昭和62年11月1日から施行する。

附 則 (昭和63年9月19日規則第39号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年3月27日規則第14号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月30日規則第18号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年5月29日規則第27号)

この規則は、平成元年6月1日から施行する。

附 則 (平成2年3月26日規則第4号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成2年5月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は公布の日から施行する。

附 則 (平成2年8月23日規則第25号)

この規則は、平成2年8月25日から施行する。

附 則 (平成2年12月20日規則第40号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の長野県収入証紙規則の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の長野県収入証紙規則の規定に基づいて提出された申請書とみなす。

附 則 (平成3年6月6日規則第13号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。(後略)

附 則 (平成4年3月31日規則第30号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年12月21日規則第50号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月31日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年10月18日規則第30号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年10月29日規則第33号)

この規則は、平成5年11月1日から施行する。

附 則（平成6年3月28日規則第9号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年10月17日規則第42号抄）

（施行期日）

- 1 （前略）附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年12月15日規則第49号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、（中略）平成7年1月1日から施行する。

附 則（平成6年12月22日規則第51号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成7年3月27日規則第11号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月30日規則第19号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年10月12日規則第36号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成7年10月18日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定による改正前の長野県警察関係手数料徴収等に関する規則第2条第1号、第3号又は第4号に掲げる者であって、この規則の施行の際現に当該各号に規定する許可証の交付、書換え又は再交付に係る申請を行っているものに係る手数料の徴収については、なお従前の例による。

附 則（平成7年10月31日規則第39号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成7年11月1日から施行する。

附 則（平成8年3月25日規則第10号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第25号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年7月6日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第37号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年8月19日規則第45号）

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成12年3月30日規則第32号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月29日規則第23号）

- この規則は、平成13年10月1日から施行する。ただし、別表の2の(10)の改正規定は平成13年4月1日から、同2の(8)の改正規定は平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成14年3月28日規則第25号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に売りさばき人が買い受けた証紙の返還に係る還付については、平成19年3月31日までの間においては、この規則による改正後の長野県収入証紙規則第12条第2項中「第9

条第2項」とあるのは、「長野県収入証紙規則の一部を改正する規則（平成14年長野県規則第25号）による改正前の長野県収入証紙規則第9条第2項」とする。

附 則（平成15年3月31日規則第34号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成15年11月27日規則第60号）

この規則は、平成15年11月29日から施行する。

附 則（平成16年3月29日規則第16号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、様式第5号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第21号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成17年3月28日規則第31号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日規則第29号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年6月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第32号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年10月31日規則第54号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第11号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月26日規則第52号）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日規則第20号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月1日規則第36号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の長野県収入証紙規則様式第1号の規定による長野県収入証紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成23年10月24日規則第28号）

この規則は、平成23年11月1日から施行する。

附 則（平成24年3月26日規則第13号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日規則第18号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年1月17日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第13号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日規則第12号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月28日規則第48号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成28年3月24日規則第14号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月2日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年8月24日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日規則第14号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月8日規則第39号)

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月26日規則第36号)

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月25日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年7月11日規則第47号)

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

附 則 (令和5年1月5日規則第1号)

この規則は、令和5年1月10日から施行する。

附 則 (令和5年3月30日規則第16号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年2月5日規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前にされた旅券法(昭和26年法律第267号)第11条(第1号又は第2号に該当する場合に限る。)の規定に基づく同法第3条の規定による発給の申請に係る長野県手数料徴収条例(平成12年長野県条例第2号)別表第1の4の(1)に規定する手数料の徴収については、この規則による改正後の長野県収入証紙規則第2条第2項第2号及び同条第3項第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和6年4月1日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年3月21日規則第6号)

この規則は、令和7年3月24日から施行する。

附 則 (令和7年3月27日規則第21号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年10月30日規則第56号)

この規則は、令和7年11月1日から施行する。

附 則 (令和7年12月25日規則第63号)

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月30日規則第33号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(別表) (第2条関係)

1 使用料

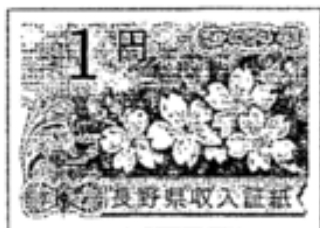
長野県高等学校授業料等徴収条例(昭和52年長野県条例第20号)に基づく受講料

2 手数料

- (1) 長野県証明事務手数料徴収条例に基づく手数料
- (2) 長野県手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第1の2の2、同表の3の2、同表の3の4及び同表の5の(2)から(4)までに規定する手数料、同表の44に規定する手数料(同44の備考の5の規定により旅費及び運搬経費に相当する額として加えるものに限る。)並びに同表の62の(3)から(5)まで、同表の74の2及び同表の74の3に規定する手数料を除く。)
- (3) 長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)に基づく納税証明書の交付手数料
- (4) 長野県福祉大学校条例(平成6年長野県条例第28号)に基づく入学料及び入学審査料
- (5) 技術専門校条例(昭和39年長野県条例第31号)に基づく入校料及び入校審査料
- (6) 工科短期大学校条例(平成6年長野県条例第36号)に基づく入学審査料
- (7) 長野県看護大学校条例(平成6年長野県条例第40号)に基づく入学料
- (8) 長野県須坂看護専門学校条例(昭和39年長野県条例第37号)に基づく入学料及び受験料
- (9) 長野県公衆衛生専門学校条例(昭和40年長野県条例第12号)に基づく入学料及び受験料
- (10) 長野県環境及び保健衛生関係試験研究機関試験検査手数料徴収条例(昭和23年長野県条例第76号)に基づく手数料
- (11) 浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例(昭和60年長野県条例第29号)に基づく手数料
- (12) 長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例(昭和58年長野県条例第12号)に基づく手数料
- (13) 信州登山案内人条例(平成24年長野県条例第25号)に基づく手数料
- (14) 長野県農業大学校条例(昭和50年長野県条例第42号)に基づく受験料
- (15) 長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例(昭和30年長野県条例第21号)に基づく手数料
- (16) 長野県飼料検定手数料徴収条例(昭和51年長野県条例第16号)に基づく手数料
- (17) 長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例(昭和27年長野県条例第97号)に基づく手数料
- (18) 長野県林業大学校条例(昭和53年長野県条例第27号)に基づく入学料及び受験料
- (19) 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例(令和4年長野県条例第33号)に基づく手数料
- (20) 屋外広告物条例(平成5年長野県条例第23号)に基づく手数料
- (21) 長野県高等学校授業料等徴収条例(昭和52年長野県条例第20号)に基づく入学料及び入学審査料
- (22) 長野県立中学校条例(平成23年長野県条例第17号)に基づく入学審査料
- (23) 長野県教育職員免許法認定講習受講料徴収条例(昭和25年長野県条例第19号)に基づく受講料
- (24) 長野県警察関係許可等手数料徴収条例に基づく手数料(同条例第9条第1項第1号及び第10条第2項に規定する手数料を除く。)

(様式第1号) (第3条関係)

(1円証紙、5円証紙、10円証紙、20円証紙、50円証紙、100円証紙、200円証紙、300円証紙、400円証紙、500円証紙)



寸法	縦	2.55センチメートル
	横	3.60センチメートル
刷色	1円	にぶ赤紫
	5円	灰味紫
	10円	にぶ青紫
	20円	にぶ青
	50円	にぶ緑
	100円	灰味オリーブ
	200円	暗い黄味茶
	300円	灰味赤茶
	400円	明るい茶
	500円	黄茶

(1,000円証紙、2,000円証紙、5,000円証紙、1万円証紙、5万円証紙)



寸法	縦	2.55センチメートル
	横	3.60センチメートル
刷色	1,000円	紅
	2,000円	紫
	5,000円	黄緑
	10,000円	うぐいす
	50,000円	青紫

年 月 日

様

現地機関等の長 団

(課 の 長)

証紙による収入状況報告書

長野県収入証紙規則第5条の規定により、次のとおり報告します。

証紙による 収入の種類	前期までの 収入額 (ア)	今 期 収 入 額			収入額累計 (ア)+(イ)	備 考
		件 数	単 価	収入額 (イ)		
	円		円	円	円	

- (備考) 1 「前期までの収入額」に誤りがあつたことを発見した場合には、その理由を付し、次期報告書においてこれを訂正すること。
- 2 4月から6月までを1期と、7月から9月までを2期と、10月から12月までを3期と、1月から3月までを4期として報告すること。
- 3 収入額の属する期別区分は、長野県収入証紙規則第4条の規定による消印期日によるものとする。
- 4 この様式により難しいものにあつては、この様式に準じて作成することができること。

証紙代金還付申請書

年 月 日

会計センター所長 殿
(会計センター分室長)

申請者 住 所
氏 名

〔法人にあつては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり収入証紙を返還したいから、受領の上現金を還付してください。
記

1 返還する理由等

- (1) 証紙を購入した時期
- (2) 購入した売りさばき人名
- (3) 購入した目的
- (4) 証紙が不要となつた理由

2 返還しようとする証紙及び還付請求額

種 類	枚 数	金 額
		円
計 (還付請求額)		

3 口座振替を希望する場合の金融機関

金融機関名	本・支店 (所) 名	預金種目	口座番号	口 座 名 義 人

(様式第3号) (第6条関係)

長野県収入証紙売りさばき人指定申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

長野県収入証紙売りさばき人に指定してください。

記

- 1 売りさばきの場所
- 2 1月における証紙の売りさばき予定額
- 3 収入証紙の買受けに使用する資金額

(様式第4号) (第7条関係)

年 月 日指定

長野県収入証紙売りさばき所

住 所
氏 名 (名称)

(備考)

寸法

縦 25センチメートル

横 40センチメートル

収入証紙売渡請求書 (収入証紙代金納付書)

年 月 日

請求人 (納人) 住 所 氏 名	印
---------------------	---

長野県指定金融機関

八十二長野銀行

支店御中

内訳書

収 入 証 紙 代 金	円
証紙売りさばき手数料	円
差 引 額	円

種 類	枚 数	額 面 金 額
		円
合 計		

上記のとおり代金を納入しますから、内訳書のとおり収入証紙を売り渡してください。

(第2片)

領 収 書

納 人	様
年度 一 般 会 計	県 歳 入

収 入 証 紙 代 金	円
証紙売りさばき手数料	円
差 引 額	円

収入証紙代金として上記の金額を領収しました。

指定金融機関
領収日付印

証 紙 交 換 申 請 書

年 月 日

会計センター所長 殿
(会計センター分室長)

売りさばき人 住 所
氏 名

下記のとおり収入証紙を交換してください。

記

- 1 理 由
- 2 交換証紙

返還しようとする証紙			交付を受けようとする証紙		
種 類	枚 数	金 額	種 類	枚 数	金 額
		円			円
計			計		

残存証紙買戻し申請書

年 月 日

会計センター所長 殿
(会計センター分室長)

住 所
氏 名

下記の収入証紙を返還したいから買い戻してください。

記

1 理 由

2 残存証紙

種 類	枚 数	額 面 金 額	買 い 受 け た 金 額
		円	円
計			

氏名(名称・住所・売りさばき場所)変更届書

年 月 日

長野県知事 殿

売りさばき人 住 所

氏 名

下記のとおり、氏名(名称・住所又は売りさばき場所)を変更しました。

記

- 1 変更年月日
- 2 新氏名(新名称・新住所又は新売りさばき場所)
- 3 旧氏名(旧名称・旧住所又は旧売りさばき場所)
- 4 変更理由